

2-1 課税状況

(1) 申告及び処理の状況

区 分	人 員	総所得金額等	申告納税額等	所 得 者 別 内 訳								
				営 業 等 所 得 者			農 業 所 得 者			そ の 他 所 得 者		
				人 員	総所得金額等	申告納税額	人 員	総所得金額等	申告納税額	人 員	総所得金額等	申告納税額
人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円	
平成9年分	331,922	1,552,153,990	94,520,372	113,011	394,441,333	29,176,947	17,387	59,973,115	2,751,418	201,524	1,097,739,542	62,592,007
10	229,727	1,305,813,954	78,934,029	61,820	273,448,320	21,544,826	13,644	61,790,160	2,996,462	154,263	970,575,474	54,392,741
11	289,216	1,370,412,244	69,864,577	90,482	323,506,707	20,427,770	15,444	56,903,974	2,290,028	183,290	990,001,583	47,146,779
12	286,067	1,370,601,229	71,721,385	87,273	316,563,172	21,115,394	14,783	52,878,114	2,033,988	184,011	1,001,159,943	48,572,003
13	273,645	1,323,802,693	69,641,130	78,793	283,904,933	19,289,152	15,196	54,149,356	2,140,521	179,656	985,748,404	48,211,457
確定申告	273,450	1,322,978,225	69,604,041	78,757	283,796,128	19,280,702	15,192	54,137,551	2,139,351	179,501	985,044,546	48,183,988
修正申告	196	851,415	44,674	36	108,805	8,424	4	11,805	1,170	156	730,804	35,080
決定・増額更正	-	-	32	-	-	31	-	-	-	-	-	1
減額更正	△1	△26,946	△7,616	-	-	△5	-	-	-	△1	△26,946	△7,612
更正請求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
異議申立決定等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>計</b>	<b>実 273,645</b>	<b>1,323,802,693</b>	<b>69,641,130</b>	<b>実 78,793</b>	<b>283,904,933</b>	<b>19,289,152</b>	<b>実 15,196</b>	<b>54,149,356</b>	<b>2,140,521</b>	<b>実 179,656</b>	<b>985,748,404</b>	<b>48,211,457</b>
法第103条による税額	945	-	281,668	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	274,590	-	69,922,798	-	-	-	-	-	-	-	-	-
過少申告加算税内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無申告加算税内	3	3	168	-	-	-	-	-	-	-	-	-
重加算税内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>納税額総計</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>69,922,966</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>

第Ⅱ-1図 申告所得税の推移

調査対象等：平成13年分の申告所得税の納税者について、平成14年3月31日までの申告又は処理（更正・決定等）による課税実績を示したものである。

用語の説明：1 総所得金額等とは、総所得金額（利子、配当、不動産、事業、給与、譲渡、一時、雑の各所得金額の合計）及び土地等に係る事業所得等の金額、分離譲渡、株式等に係る譲渡所得等の金額、山林、退職の各所得金額の合計額をいい、損益通算、純損失及び雑損失の繰越控除後の金額をいう。

2 申告納税額とは、総所得金額等から所得控除した後の課税所得金額に、所定の税率を乗じて計算した税額から、税額控除、源泉徴収税額等を控除した後の納付すべき税額をいう。

3 更正請求とは、納税義務者の申告をした課税標準又はこれに対する税額の計算に誤りがあったことにより納付すべき税額が過大であるとき等、一定の理由に限り、一定期間内に更正（改め直すこと）の請求をすることをいう。

4 法第103条による税額とは、確定申告書の提出がないために、予定納税額が、年税額となった所得税額をいう。

5 加算税とは、法定期限までに適正な申告がない場合において、その申告を怠った程度に応じて課する税であって一種の行政罰の性格を有するものをいう。

(1) 過少申告加算税……期限内の申告が過少であった場合に課されるもの

(2) 無申告加算税……申告が期限後になった場合に課されるもの

(3) 重加算税……所得の計算において事実を隠ぺい又は仮装していた場合に、過少申告加算税又は無申告加算税に代えて課されるもの

(注) 1 「人員」欄の「実」は実人員を示す。

2 加算税の「人員」欄は延べ人員を掲げ、内書は加算税の全額が異動したものを掲げた。

